

一般社団法人日本木文化学会
定 款

令和 元年12月 9日 作 成
令和 2年 3月26日 変 更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本木文化学会と称する。英文では、Japan Wood Culture Societyと称し、その略称として、JWCSを用いる。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、次に掲げる活動を行うことを目的とする。

- (1) 日本における木の文化の研究・教育・普及振興を行う。
 - (2) 国際木文化学会等と協力し、人と地球に優しい資源と材料である木を、持続循環使用することを促進する。
 - (3) 主要な活動領域として、次の6分野を掲げる。
 1. 地球環境と持続可能社会
 2. 芸術と人文科学
 3. 建築、設計と手工芸
 4. 木材科学とテクノロジー
 5. 木育
 6. 木材加工とマーケティング
 - (4) 日本における木の文化の重要性と意義の再認識を図るため、日本でワールド・ウッド・デーに関連するイベントを開催する。
 - (5) 特定の政治団体、宗教団体等とは一切の連携をせず、公平、公正、自由な立場で文化事業を推進する。
 - (6) その他の活動
- ② 当法人は、前項の目的のため次に掲げる事業を行う。
- (1) 日本における木の文化の日本国内での紹介と推進
 - (2) 日本における木の文化の国際的な発信
 - (3) 日本国内におけるワールド・ウッド・デーに関連するイベントの開催
 - (4) 日本における木の文化に関するフォーラム・シンポジウムの開催
 - (5) 国際木文化学会等との連携事業として、海外のワールド・ウッド・デーのイベントへの参加や協力
 - (6) 日本国内各地の木の文化に関わる伝統的工芸品、音楽と楽器、木造建築・家具・建具、木育と教育、森林と林業、木材産業等の内容をドキュメンタリー・出版物

等の紹介

(7) 前各号に付帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：当法人の研究・教育・普及振興に携わり、当法人の目的に賛同して入社した者
 - (2) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、その活動を助成する個人、法人・企業・組合等の団体・機関
- ② 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の社員とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 会員は、以下に定める経費を支払う義務を負う。

- (1) 正会員は経費として年額 5,000 円を当法人に納入しなければならない。
 - (2) 賛助会員は経費として年額 50,000 円を当法人に納入しなければならない。
- ② 会員が2年を超えて経費を滞納したとき、当該会員の権利は停止される。ただし、停止期間においても経費の納入義務を負う。全ての滞納経費を含む債務が完済されたとき、停止は解除される。
- ③ 会員が5年を超えて経費を滞納したときは、除名となる。ただし、除名後もそれまでの滞納経費の納入義務は免除されない。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退社となる。

- (1) 会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- (2) 死亡
- (3) 理事会の承認
- (4) 除名
- ② 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第15条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録（電子メール等）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事会

(理事会)

第17条 この法人に理事会を置く。

② 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、社員総会で承認や採択をされた事柄や方針に沿って、次の職務を含む当法人の運営を遂行する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 予算案や決算等の策定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定及び解職
- (5) その他理事会において必要と認める事項

③ 理事会は、すべての理事で組織する。

- ④ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(招集及び成立)

第 18 条 理事会は、必要に応じて代表理事が招集する。

- ② 理事が理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求したときは、代表理事は理事会を招集しなければならない。
- ③ 監事が理事会の招集を請求したときは、代表理事は理事会を招集しなければならない。
- ④ 理事会の開催は、理事の過半数の出席（WEB 出席を含む）をもって成立する。

(議長)

第 19 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副代表理事または他の理事がこれにあたる。

(決議)

第 20 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事（代表理事を除く。）の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、代表理事がこれを決定する。

(理事会の決議の省略)

第 21 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- ② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員)

第 23 条 当法人に次の役員を置く。ただし、副代表理事については、理事総数が 5 名以上

ある場合に限り置くものとする。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 1名以上2名以内
- (3) 理事 3名以上30名以内
- (4) 監事 1名

(理事の選任)

第24条 理事は、理事会が推薦する社員の中から社員総会の無記名投票により、出席した社員の議決権の過半数の得票を獲得した者が選任される。ただし、同数得票者については年長者を優位とする。

- ② 選任する理事の人数については、理事会が社員総数および諸般の状況を考慮しながら決定し、社員総会に提案する。
- ③ 理事の選任にあたっては、社員が関連する多様な領域、分野を満遍なく、平均的な割合で網羅する陣容になるように努めなければならない。

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 理事の再任については、これを妨げない。

(代表理事)

第26条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

(代表理事の任期)

第27条 代表理事の任期は、理事としての任期1期(以下「1任期」という。)までとする。

- ② 代表理事は、前任者と異なる分野の専門家から選定しなければならない。
- ③ 代表理事は、任期満了後速やかにその業務を後任者へ引き継がなければならない。
- ④ 代表理事は、前回の任期満了から2任期以上経過していれば再任が認められる。
- ⑤ 代表理事は、第2条(3)に掲げる6つの分野から輪番制で選出して就任することを基本とする。

(副代表理事)

第28条 副代表理事は、理事の中から代表理事が指名し、理事会の承認を受けるものとする。

る。

- ② 副代表理事は、代表理事の業務を補佐する。

（副代表理事の任期）

第29条 副代表理事の任期は、1任期までとする。

- ② 副代表理事は、代表理事と異なる分野の専門家でなければならない。
- ③ 副代表理事は、任期満了後速やかにその業務を後任者へ引き継がなければならない。
- ④ 副代表理事は、前回の任期満了から1任期以上経過していれば、再任が認められる。

（監事の権限）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（監事の選任）

第31条 監事は、理事会が推薦する社員の中から社員総会の無記名投票により、出席した社員の議決権の過半数の得票を獲得した者が選任される。ただし、同数得票者については年長者を優位とする。

- ② 監事の人数については、理事会が社員総数および諸般の状況を考慮しながら決定し、社員総会に提案する。
- ③ 監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事の同意を得なければならない。
- ④ 代表理事、副代表理事、理事が、監事を兼務することについては、これを許さない。

（監事の任期）

第32条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の再任については、これを妨げない。

（報酬等）

第33条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第35条 代表理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配禁止)

第36条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から2週間前の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更・解散等

(定款の変更)

第38条 この定款を変更するには、社員総会の決議をもって行う。

- ② 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を要する。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議によって解散する。

- ② 当法人の解散に関する議案を社員総会に提案するには、理事会において理事総数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- ③ 第1項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を要する。

(清算及び残余財産の帰属)

第40条 当法人が解散した場合、当法人の残余財産は、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与する。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

(設立時の代表理事)

第43条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2(西暦2020)年1月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。